

意匠権	判決年月日	令和5年6月12日	担当部	知財高裁第3部
	事件番号	令和5年(行ケ)第10008号		
<p>○ 瓦の意匠が、パンフレット等の交付により出願前に公然知られた意匠に類似し、意匠登録を受けることができないものとされた事例。</p> <p>○ アイデアを与えたにすぎない者が意匠の共同創作者には当たらないとされた事例。</p>				

(事件類型) 審決(無効不成立)取消 (結論) 審決取消

(関連条文) 意匠法3条1項3号、15条1項、特許法38条

(関連する権利番号等) 意匠第1663938号

(審決) 無効2021-880006号

判 決 要 旨

1 本件は、意匠に係る物品を「瓦」とする意匠(本件意匠)についての無効審判請求不成立審決に対する取消訴訟である。本件審決は、パンフレット及び写真の交付により出願前に公然知られた意匠(模様瓦の意匠)には形状が不明な部分があり、これと本件意匠とは類似するとはいえず、原告の主張する者が本件意匠の創作をしたということとはできないから共同出願違反ともいえないなどというものである。原告は、取消事由として、本件意匠と模様瓦の意匠の類否判断の誤りと共同出願違反の認定判断の誤りを主張した。

2 本判決は、以下のとおり判示して本件審決を取り消した。

(1) 本件意匠と模様瓦の意匠の類否判断の誤りについて

本件意匠とパンフレット等から認められる模様瓦の意匠の基本的構成態様及び具体的構成態様のうちa、b、f、h等においても一致しているところ、本件意匠の具体的構成態様のうち、「男瓦の両側部と上部に、コ字状のラインを270度回転して下方開口とした縦長の模様形成されている」(具体的構成態様a)、「男瓦に形成されたコ字状のラインの模様において、コ字状のラインの内側線が、男瓦の外側線と略平行に形成されている。また、左右と上側のラインの幅は、男瓦の横幅の約6分の1である」(同b)との部分は、いずれも男瓦の全面にわたる模様であり、施工後は特に施主を中心とした需要者にとり最も目に付くものであり、下方開口構成に係るこうした瓦は知られていない。具体的構成態様のうち両者で最も異なる、本件意匠の男瓦に形成されたコ字状のラインの模様が僅かに隆起する部分(同c)についても、隆起の程度にまで需要者の注意がいくものとは認め難く、施主及び建築業者等の需要者の観点からみた場合、本件意匠と本件模様瓦の意匠は類似するところ、原告側に交付されたパンフレット及び写真には営業秘密等に当たる旨の記載はなく、その交付により模様瓦の意匠は公然知られたものとなったから、本件意匠は出願前に公然知られた意匠と類似し、本件意匠は意匠登録を受けることができないものであり、取消事由には理由がある。

(2) 共同出願違反の認定判断の誤りについて

前記本件意匠のコ字状のラインの模様の隆起につき、原告が共同創作者と主張する者は単に模様に厚みを持たせるアイデアを示したにすぎず、この模様の構成についてもこれが原告主張の者の発案によるものか否は定かとはいえないから、本件意匠の創作行為に現実に加担したものと直ちには認められず、共同創作者の一人であるとは認め難く、取消事由には理由がない。